

## 運賃協議分科会発足に係る協議会規約の改正について

---

### 1. 経緯について

令和5年9月22日付けで、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則、鉄道事業法施行規則、道路運送法施行規則の一部改正省令が公布され、10月1日から施行となった。これにより、これまで一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定または変更の協議は「地域公共交通会議」で行うこととされていたが、「地域公共交通会議」ではなく、新たに道路運送法第9条第4項で規定する協議会において、必要な措置を講じた上で運賃及び料金の協議を行うこととなった。

本改正に係る運用方法等については【資料4-2】のとおり。

### 2. 運賃協議分科会の設置について

法改正により「地域公共交通会議」の性格を有する本協議会において、運賃及び料金の協議を行うことができなくなったため、本協議会規約を改正し、協議事項から「運賃及び料金等」の記載を削除する。また、新たに道路運送法第9条第4項で規定する協議会として、本協議会内に「生駒市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会」を設置し、今後この運賃協議分科会において、「運賃及び料金等」の協議を行うものとする。